



阿見町消防団「役場消防部」結成!!

4月1日、町役場において阿見町消防団役場消防部の結団式が行われました。役場消防部は町職員である地元消防団員と、消防団経験者および消防署勤務経験者によって構成され、消防署および消防団の活動を補助し、地域防災のより一層の充実を図ることを目的としています。また、消防ポンプ車を役場敷地内に配置し、平日の役場勤務時間内において発生した火災等の災害対応を行います。



新型コロナワクチン高齢者優先接種

5月10日から 予約開始

▼クーポン券(接種券)に同封された書類をお手元にご用意のうえ、阿見町コールセンターにご連絡ください

☎0120-556799 (平日午前9時~午後5時)

「阿見町政策実現プラン」 の進捗状況を公表します！

平成 30 年 3 月に就任した千葉町長は、魅力あるまちづくりを行うために 6 つの約束と 24 の政策の実行を掲げました。これらの政策を確実に実行し、また町民の皆さまに政策の内容と進捗状況を分かりやすくお伝えするため、「阿見町政策実現プラン」を策定し、公表しています。

政策企画課 ☎888-1111 (755)

※達成率は令和 3 年 3 月末現在

約束	内容	達成率
約束1 教育 未来へ投資を行うまちづくり	■あみ人材育成基金を創設し奨学金を支給 若者の移住および定住の促進ならびに地域産業の担い手となる人材の確保を図るため、奨学金の「返還支援型」と「海外留学補助型」で 2020 年から募集を開始しました。	100%
	■スクールカウンセラーの配置拡充 児童・生徒の行動等の専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの配置を拡充し、教育相談体制の充実を図ることにより、暴力行為・いじめ・不登校等の未然防止、早期発見、解決に努めます。	100%
	■給食費無料化の拡大 2020 年 4 月から、第 3 子以降給食費無料化の範囲を「18 歳以下の兄弟姉妹が 3 人以上いて、第 3 子以降が阿見町立の小中学校に在学している世帯」に拡大しました。	100%
	■ランドセルの無料配布 2020 年 4 月に小学校等に入学予定の新 1 年生に、入学祝品としてランドセルを贈呈しました。	100%
約束2 福祉 お互いを支え合えるまちづくり	■病児保育施設の整備 東京医科大学茨城医療センターにおいて、病児保育施設「たんぼぼ保育室」の整備が完了し、2021 年 4 月 1 日より事業を開始しました。	100%
	■18 歳までの医療費無料化 医療費無料化の対象年齢をこれまでの 15 歳から 18 歳までに拡大し、必要とする医療を容易に受けられるよう医療費の助成を行います。	100%
	■障がい者が自立できる授産施設の創設 障がい者が自立できる授産施設（就労継続支援 B 型事業所）を含む地域生活支援拠点の整備により、障がい者の生活の安定を図ります。2019 年度末に事業者を決定しました。	100%
	■低所得者が入所できる介護施設の誘致 広域型特別養護老人ホームを誘致し、多床室の設置に伴う利用料金の負担軽減を図るとともに、待機者解消に努めます。2021 年 2 月に開設し、入居者の受け入れを開始しました。	100%
約束3 産業 地域資源を活かすまちづくり	■道の駅建設を凍結し再検討 「道の駅整備事業検証委員会」を立ち上げ、「立地場所」、「整備時期」、「建設費用」、「運営体制」の 4 つの視点から検証を行い、2021 年 2 月に答申を受けました。今後は答申を踏まえ、町としての方針を決定します。	95%
	■プレミアム付き商品券の復活 プレミアム付き商品券の販売により町内の消費拡大を図り、商業の振興と活性化に繋がります。さらに、高齢者や子育て世帯に優先販売することで、安心を実感できる町を目指します。	100%
	■グリーン・ツーリズムの推進 グリーン・ツーリズムの新たな受入れ拠点の発掘と人材の確保・育成、地域資源を活用した試験モデルとしてレンコン掘取り体験等、新たな体験・交流メニューの立案と実証を行い、都市と農村間の交流を通じて農村交流の活性化を図ります。	85%
	■観光資源の発掘と特産品の開発 町観光施策を推進するため、骨格となりうる阿見町らしい観光資源の確立が急務となっています。「阿見町観光プロデュース推進事業」により、観光資源のブランド化と特産品の開発を含めた採算性のある観光事業施策の検証・展開を実施します。	85%

約束4 参加	内容	達成率
誰もが主役になれるまちづくり	■地域予算の創設による町民参加型予算の導入 地域の課題・地区の要望等を住民自らが討議して町へ要望し、納得した税金の使い方を実感することでさらなる自治意識の向上に繋げていきます。町に提出された要望は、令和3年度の予算に計上しました。	100%
	■町民討議会の開催 町民討議会を通して住民が身近な課題について考え、意見を交わしながら解決策を導きだしていき、まちづくりに対する自治意識の醸成を図っていきます。	100%
	■NPO等の町民活動への支援 NPO等の継続的な活動基盤にもなる町事業を積極的に協働・委託していきます。阿見町協働の指針に基づく「協働のルール」を満たした事業について、令和2年度に「協働事業協定書」を締結し、令和3年度から協働事業として取り組みます。	95%
	■議会のケーブルテレビ中継とネット配信 2019年9月からネット配信を開始しました。ケーブルテレビ中継については費用対効果を検証し実現に向けて進めております。	95%
約束5 安心	内容	達成率
危機管理がとれるまちづくり	■県外市町村との災害時相互支援協定の締結 大規模災害時には、被災した自治体単独では十分な復旧・救援活動が行えないため、事前に相互応援を行う体制を確保することにより、迅速かつ円滑な支援活動を図ります。	100%
	■警察等からの出向職員の配置 廃棄物の不法投棄、不適正残土等への対処として、町環境保全監視員に警察官OBを採用します。	100%
	■自治体クラウド移行によるリスク回避 自治体クラウドの導入により、複数の自治体で情報システムの共同化を図り、住民サービス等の向上や外部へのデータ保管による災害時の市町村間の相互支援・被災した際の他市町村での業務運用が可能になります。2020年度から運用を開始しました。	100%
	■救急体制の再構築 人口の増加に伴い救急搬送の要請件数が年々増えている町西部地域において、本郷ふれあいセンターに救急車を駐留させる体制を整えることで、救急車の到着時間の短縮等を図ります。	100%
約束6 財政	内容	達成率
財政規律をまもるまちづくり	■基金積立額の適正確保と町債の抑制 公共公益施設整備基金へ毎年継続して積立をします。また、町債の借入額を同年度の返済額以内にします。	80%
	■公平・公正な入札と契約制度の見直し 2019年度に電子入札を本格導入しました。適切な入札・契約制度の確立を目指します。	100%
	■ふるさと納税への積極的な対応 ふるさと納税により自主財源を確保することで、新規事業の財源に繋がります。また阿見町らしい魅力ある返礼品を充実させ、真の「ふるさと」を思い出すような返礼に努めます。2019年10月には、ポータルサイトへの掲載・運用を開始しました。	100%
	■公共施設の老朽化対策と大型事業の見直し 令和2年度末までに20の個別施設計画を策定しました。残り一つの個別施設計画は、令和3年度に策定予定です。個別施設計画を策定した施設については、順次修繕に着手しております。	95%

政策実現への想い

町長という重責を担わせていただいてから早くも3年が過ぎました。改めて、町民の皆様の負託に応えるため全力投球で誠心誠意努めさせていただきます。

阿見町は、豊かな自然環境、地理的条件、教育、医療、観光に関する優れた資源が存在します。この資源を活かし、皆様と共に町を発展させることが大切であると考えております。

一方で、町が抱える様々な課題の解決も図っていかねばなりません。

私は、「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」という理念を町行政運営の基本方針として、町民の皆様との6つの約束と24の政策を掲げさせていただきました。

この3年間で一歩ずつではありますが、政策を推進し成果が伴ってきたと感じております。引き続き、粘り強く取り組んでまいります。

2021年4月 阿見町長 千葉 繁



『セントラル阿見』2月開所



『たんぽぽ保育室』4月開所



令和3年度の施策と予算



『人と自然が織りなす、輝くまち』を目指す
『あみ・未来プロジェクト』



施政方針全文▶

令和3年阿見町議会第1回定例会が3月2日から3月19日までの会期で開催され、総額311億8,172万円の令和3年度予算案ほか32議案が可決されました。今月号では、定例会で町長が述べた施政方針と新年度予算の概要についてお知らせします。

施政方針

昨年は、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、日本全国に緊急事態宣言が発出され、長期にわたり外出の自粛や休業要請が行われるなど大変な一年でした。

本町においても、学校休業、不要不急の外出自粛、飲食店の時短営業を強いられるなど、町民生活や町内経済に大きな影響を及ぼし、苦渋の決断ではありましたが、まい・あみまつり、町民運動会、そして新年の出初式、成人式を中止といたしました。

こうした中、昼夜を問わず第一線で地域医療をお支えいただいている医療従事者の皆様をはじめとしたエッセンシャルワーカーの皆様の大変なご尽力に対し、心より敬意を表します。

新年においても、なお事態は好転しておりませんが、ワクチン接種が開始される今年こそ、この困難を乗り越え、新たな一歩を踏み出す年になることを期待しております。

こうした状況下において、感染防止対策に全力で取り組むのは当然ですが、町民生活と町内経済を維持する対策が

重要です。感染防止対策と社会経済活動の両立は難しい舵取りでありますが、何となくもやり遂げなければならぬと考えております。引き続き町民の皆様と力を合わせて、オール阿見で乗り越えてまいります。

※施政方針の全文は町ホームページ (<http://www.town.ami.lg.jp/0000005878.html>) に掲載しております

主な施策の概要

令和3年度に実施する主な施策につきまして、第6次総合計画後期基本計画に位置づける「参加」「支え合い」「賑わい」の3つの重点テーマと、各テーマに沿った6つの重点プロジェクトに関する施策を中心に、その概要をご説明いたします。

参加 地域力を育むプロジェクト

町民の自立的、主体的なまちづくりの機運を高め、誰もがいきいきと活躍できる持続

可能なまちづくりの実現に向け、地域力を育む取組を推進してまいります。

主な施策の概要

- ▶ 地域課題を解決するための「地域予算制度」を、旧小学校区全てに拡充
- ▶ 町公式ホームページのリニューアルに合わせプロモーションサイトを新設し、町の情報・魅力を積極的に発信
- ▶ 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施

- ▶ 将来の公共施設の大規模改修や建て替えに備え、「公共施設整備基金」を積立
- ▶ ふるさと納税の返礼品のさらなる充実による魅力発信

参加 町民・企業・行政等の連携・協働促進プロジェクト

町内のあらゆる人が活躍して地域全体を活性化するため、町民の社会参加に加えて、地域経済に付加価値を生み出す企業、専門性をもった大学等との連携強化を推進してまいります。

主な施策の概要

- ▶ 大学等との連携協力の強化
- ▶ グリーンツーリズムの推進に向けた調査・研究を大学と

連携して実施
 ▼地域コミュニティの拠点として旧実教小学校の整備を推進

支え合い
 子どもの成長や若者の活躍を支えるプロジェクト

出産や子育ての支援、安心して学べる教育環境の充実に取り組み、学校や家庭、地域全体で子どもの成長を見守り、安心して子育てができ、若者の活躍を支えるまちづくりを推進してまいります。

■主な施策の概要

- ▼特定不妊治療とともに男性不妊治療・不育症に関する検査や治療の助成を継続
- ▼病児保育施設の開設による子育て世代の仕事と子育ての両立を支援
- ▼幼児のむし歯予防のために幼稚園、保育園等のフッ化物洗口を推進
- ▼保育士等処遇改善助成金により民間保育士を確保し、待機児童の解消に向けた取り組みを推進
- ▼新たな民間保育施設と認定こども園の整備を支援
- ▼あみ人材育成基金の活用により若者の移住定住、海外留学を支援
- ▼スクールカウンセラー・特

別支援教育支援員・不登校対策指導員の配置を継続

支え合い
 町民の暮らしを支えるプロジェクト

町民や地域、行政等が互いに支え合い、高齢者や障害者にやさしく、町民誰もが地域の中で安全に安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

■主な施策の概要

- ▼令和3年2月に開所した特別養護老人ホーム等と連携し、低所得者を含めた入所待機者の解消に向けた取り組みを推進
- ▼福祉避難所となる総合保健福祉会館の機能強化を図るために非常用電源等を整備
- ▼高齢者の買い物を支える移動販売車の運行事業を支援
- ▼デマンドタクシー「あみまるくん」の利便性を向上
- ▼安心・安全に利用できる公共交通環境を目指して「阿見町地域公共交通計画」を策定
- ▼自主防災組織の育成と地区防災計画の作成支援
- ▼災害等の教訓と関係法令の修正を踏まえた「阿見町地域防災計画」の見直し
- ▼役場職員からなる「役場消

防部」を新たに編成し、消防・防災力を強化
 ▼ハンドルロック等の自動車盗難防止装置の購入補助



賑わい
 霞ヶ浦等の地域資源を活かした交流プロジェクト

霞ヶ浦の水辺や自然環境、農産物等の地域資源を活かした、新たな観光の創出や特産品の開発等に取り組み、まちの魅力積極的に発信していくことで、広域的な広がりを持った交流を生み出すまちづくりを推進してまいります。

■主な施策の概要

- ▼「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を活用した情報発信と安全な走行環境の確保
- ▼国体セーリング競技会場跡地の有効的な利活用の検討
- ▼阿見町観光プロデュース推進事業による観光資源の発掘とブランド化を推進
- ▼常陸秋そば・サツマイモの産地化に向け取り組みを生産者を支援

賑わい
 地域経済の活力向上プロジェクト

首都圏へのアクセスの良さを活かし、新たな産業の振興や雇用促進を図るとともに、良好な住環境整備による定住促進に取り組み、地域経済の活性化を図ってまいります。

■主な施策の概要

- ▼阿見町商工会のプレミアム付き商品券事業、「商工まつり」や「スイーツフェア」などの開催を支援
- ▼地域資源を活かした新商品開発を支援
- ▼茨城県と連携し阿見吉原地区への積極的な企業誘致を推進
- ▼荒川本郷地区の民間活力による良好なまちづくりを推進
- ▼牛久阿見インターチェンジ周辺の広域的な生産・流通系の土地利用を検討するためのまちづくり基本調査を実施
- ▼町の東西市街地を連結する「都市計画道路寺子・飯倉線」の整備推進
- ▼経営戦略に基づく計画的な水道施設の整備を推進

令和3年度は、第6次総合計画後期基本計画の3年目に当たります。計画の目標達成に向けては、感染症対策と社会経済活動の両立にしっかりと取り組みながら、安全・安心な町民生活の確保に必要な事業を着実に進めてまいります。

また、今後段階的に開始されるワクチン接種の確実な実施に向け、新型コロナウイルス対策室を設置し、医療機関とも緊密に連携を図りながら万全な体制で準備を進めてまいります。

将来を担う子どもたち、そして将来の世代までが幸せに暮らしている「未来に責任を持つ魅力あるまちづくり」を実現するため、私はずっと取り組んでまいります。



令和3年度 阿見町の予算

令和3年度
予算総額

311億8,172万円

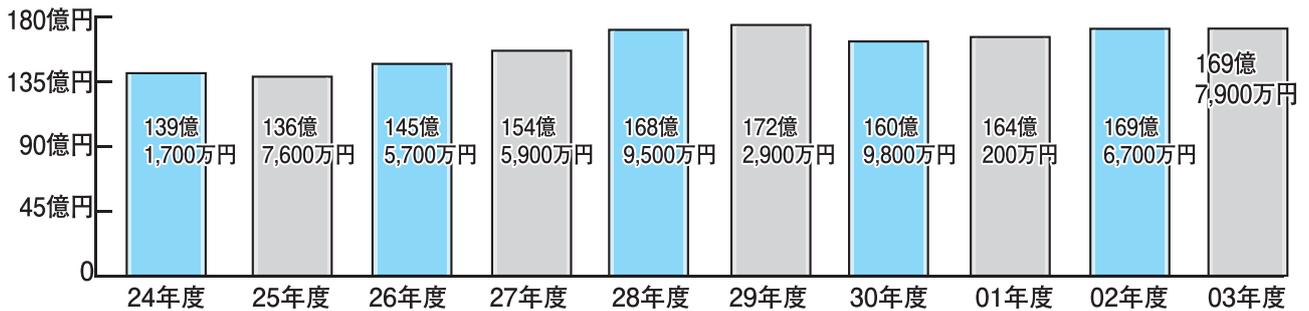
前年度比較 7億952万1千円(2.3%)増

▼内訳

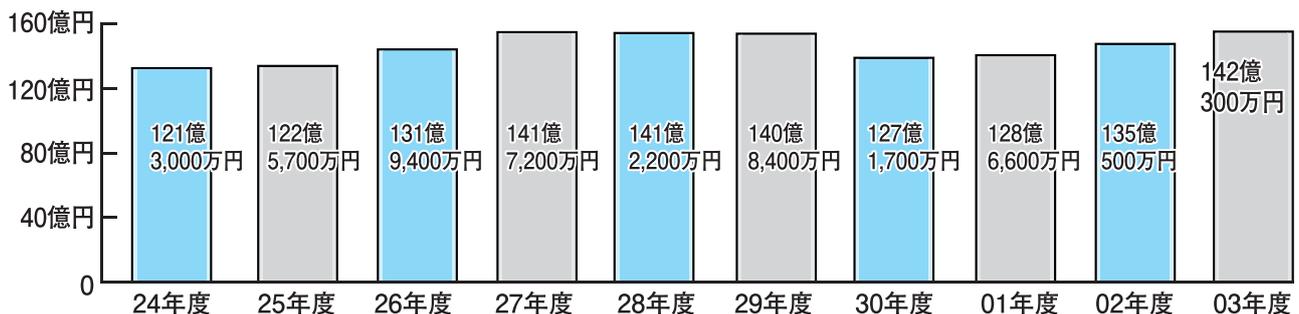
会計	令和3年度予算	令和2年度比較
一般会計	169億7,900万円	1,200万円(0.1%)増
特別会計	95億4,300万円	2億8,400万円(3.1%)増
国民健康保険特別会計	48億7,700万円	2,800万円(0.6%)減
介護保険特別会計	36億1,400万円	2億5,600万円(7.6%)増
後期高齢者医療特別会計	10億5,200万円	5,600万円(5.6%)増
企業会計	46億5,972万円	4億1,352万1千円(9.7%)増
水道事業会計	17億2,774万9千円	9,074万9千円(5.5%)増
下水道事業会計	29億3,197万1千円	3億2,277万2千円(12.4%)増
公共下水道事業	25億8,333万6千円	2億3,512万6千円(10.0%)増
農業集落排水事業	3億4,863万5千円	8,764万6千円(33.6%)増

●予算書および予算の概要は町ホームページでもご覧になれます

▼一般会計予算の推移

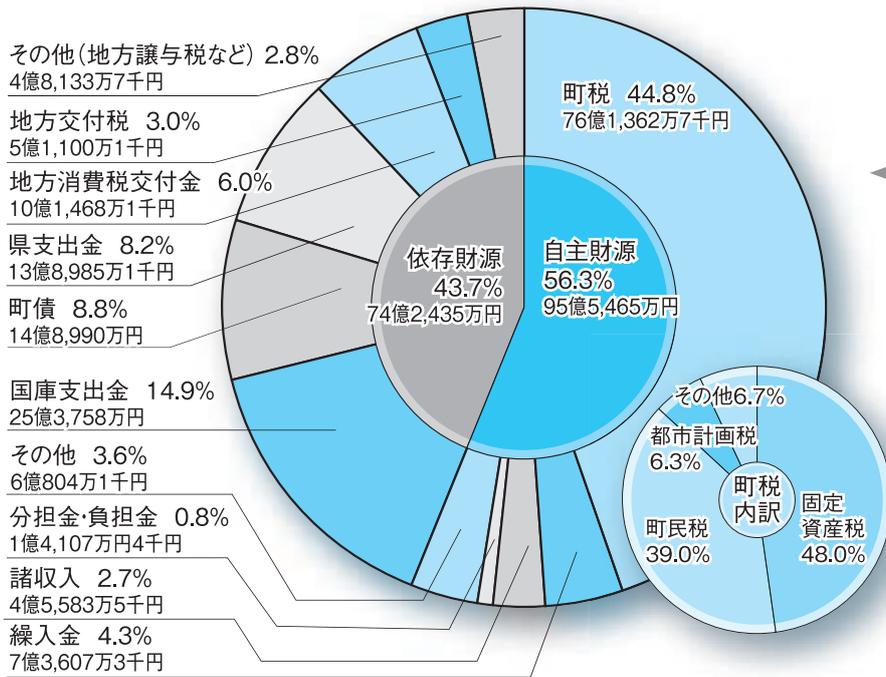


▼特別会計・企業会計予算の推移



予 算

←一般会計予算歳入



▼自主財源と依存財源

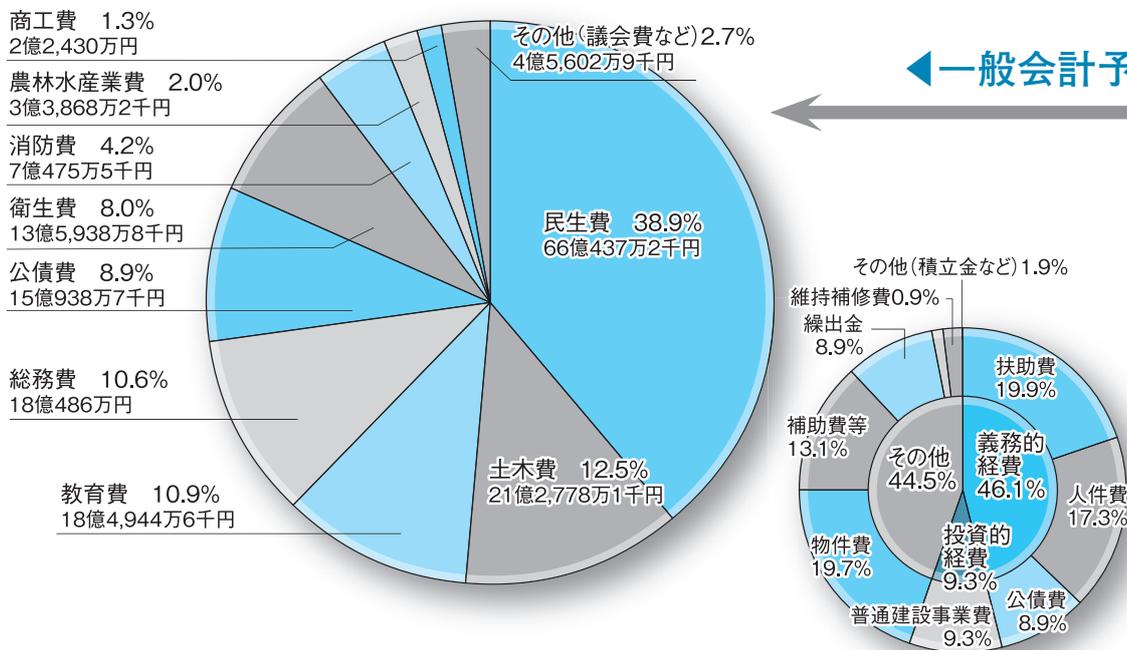
『自主財源』は、町が自主的に得られる財源で、町税諸収入等です。

『依存財源』は、国や県から交付される財源で、地方交付税・国庫支出金・県支出金等です。

自主財源の割合が高いほど、安定した自主性のある行政運営が行えます。

町税は、法人町民税や固定資産税の減などにより76億1千4百万円で、対前年度1億8千1百万円(2.3%)の減。地方交付税は、5億1千1百万円で、1億3千7百万円(21.1%)の減。国庫支出金は、25億3千8百万円で、5億9千5百万円(30.6%)の増。県支出金は、13億9千万円で、7千4百万円(5.0%)の減。繰入金は、7億3千6百万円で、2億5千1百万円(25.5%)の減。町債は、14億9千万円で、5千6百万円(3.6%)の減となりました。

←一般会計予算歳出



総務費では、選挙事業の皆増などにより、18億5百万円、対前年度1億6千5百万円(10.1%)の増。民生費では、保育施設整備事業の増などにより、66億4百万円で、対前年度2億9千1百万円(4.6%)の増。衛生費では、霞ヶクリーンセンター維持管理費の減などにより、13億5千9百万円で、対前年度比3億2千6百万円(19.4%)の減。商工費では、阿見吉原地区に係る企業立地奨励金の減などにより、2億2千4百万円で、対前年度1億6千1百万円(41.9%)の減。土木費では、都市排水路整備事業の増などにより、21億2千8百万円で、対前年度3億1百万円(16.5%)の増。教育費では、地区公民館整備事業の減などにより、18億4千9百万円で、対前年度4億6千8百万円(20.2%)の減となりました。

※項目ごとの割合は四捨五入で記載しているため、合計が合わない場合があります。

令和3年度 主要事業

本年度に実施する新規事業など、主な事業を「阿見町第6次総合計画」に定める4つのまちづくりの基本目標に分けて紹介します。

3. 暮らしを支えるまちづくり

- **プレミアム付商品券事業** 【1,000万円】
町内の消費拡大を図り、商業の振興と活性化に繋がります。
【商工観光課】
- **公園緑地整備事業《新規》** 【1,795万円】
市街地内の都市公園を整備し、潤いのある緑豊かなまちづくりを推進します。【都市整備課】
- **牛久阿見 IC 周辺開発事業《新規》** 【1,925万円】
圏央道 IC を中心とした広域的な生産・流通系の土地利用を検討します。【都市計画課】
- **都市計画道路寺子・飯倉線整備事業《新規》** 【3億 1,376万円】
安全・快適で地域の活性化を促す道路ネットワークを確立するために、都市計画道路の整備を推進します。
【都市整備課】

《その他の主な事業》

- **道路橋梁維持補修事業** 【3億 6,771万円】
- **道路新設改良事業** 【8,799万円】

4. 安全・安心のまちづくり

- **高齢者運転免許自主返納支援事業《新規》** 【100万円】
高齢者の関わる交通事故が増加している現状に鑑み、その改善を図るため、運転に不安のある高齢者の運転免許の自主返納を支援します。【生活環境課】
- **廃棄物対策強化事業** 【1,202万円】
廃棄物の不法投棄や大量の残土の堆積などを発生させないため、抑止力の強化を図ります。【廃棄物対策課】
- **公共下水道整備事業** 【5億 10万円】
下水道の整備を図り、生活環境の改善や河川等の公共用水域水質保全を図ります。【上下水道課】

《その他の主な事業》

- **配水施設整備事業** 【3億 3,766万円】

1. 人がつながるまちづくり

- **ふるさと納税事業** 【2,179万円】
ふるさと納税制度を積極的に活用することで自主財源を確保し、効果的・効率的な財政運営を図り、阿見町ならではの魅力的な返礼品を充実させることで町を PR し、町の農業や商工業振興に寄与することを目指します。
【政策企画課】
- **みんなが主役のまちづくり事業** 【223万円】
多くの町民が積極的にまちづくりに参加できる機会を設け、町政への関心を高めながら自治意識の向上に繋げ、誰もが主役になれるまちづくりを推進していきます。
【町民活動課】

《その他の主な事業》

- **国際交流推進事業** 【696万円】

2. 人を育むまちづくり

- **民間保育施設整備事業費補助金《新規》** 【2億 2,725万円】
保育園開設に伴う施設整備に対して、費用の一部を交付することにより、待機児童の解消及び保育園の運営を支援し、乳幼児にとってより良い保育環境を提供します。
【子ども家庭課】
- **小中学校 ICT 環境整備事業《新規》** 【9,429万円】
文部科学省が策定した「GIGA スクール構想」の実現に向けて、端末および大型提示装置等の整備並びに ICT 支援員等の配置を実施します。【学校教育課】
- **吉原交流センター運営事業《新規》** 【2,211万円】
旧吉原小学校校舎を活用し、地域住民の交流を目的としたコミュニティセンターを開設します。【生涯学習課】

《その他の主な事業》

- **医療給付事業** 【3億 7,756万円】
- **地域子育て支援センター事業** 【637万円】
- **人材育成奨学金支援事業** 【101万円】

阿見町道の駅整備事業検証委員会から 検証結果が答申されました

政策企画課 ☎888-1111 (755)

阿見町道の駅整備事業検証委員会は、町が平成29年度まで進めていた追原地区における道の駅の整備及び運営準備に関する事業の検証を行うことを目的とした委員会です。

検証委員会は、学識経験者など7人の検証委員により、平成31年1月29日に組織されて以降約2年の検証を行い、令和3年2月5日の第8回検証委員会において検証結果が答申されました。

報告書では、町長からの諮問事項である「場所について」「整備時期について」「建設費について」「運営体制について」4点それぞれの検証結果が示され、総括として、以下の提言がありました。



千葉町長(写真左)に報告書を
手渡す香川委員長(写真右)

検証結果に基づく提言(総括)

町長からの諮問事項は具体的に4点であったが、もう1点「その他、道の駅の整備及び運営準備に関し、必要と認められる事項」も含め全体的に提言する。

阿見町が平成29年度までに進めてきた追原地区における道の駅整備計画については、「場所」、「整備時期」、「建設費」、「運営体制」の4つの視点から検証した結果、当時町が観光振興の課題と将来展望を踏まえ、交通網の発展や企業立地等の町を取り巻く環境変化を好機と捉え、情報発信と地域活性化の拠点として道の駅整備を進めてきたその考え方及び手続きには、合理性があり妥当だったといえる。

町長の判断による凍結(中断)は政治的判断であり、その根幹にあるのは民意であると考えられる。

施設規模、運営体制、建設費用、採算性を踏まえ、公共の福祉も含めた町民への利益と効果について計画段階で議論する必要があったが、その点が不十分なまま計画策定が進められてきたところは問題点として指摘できる。

町では、道の駅整備計画は構想段階より関係予算の審議も含め町議会の信任を得て事業を進めてきたが、町長選挙の争点となり、凍結(中断)に至ったところに、町民全体が直接的・間接的な利益を実感しづらい事業を推進する難しさが現れている。

このことを教訓とし、今後町が道の駅整備のような大規模事業を行う際は、計画段階より町民ニーズを把握し、町にかかる財政負担等を明らかにしながら、その結果として得られる町民の利益を広く丁寧に説明し、納税者である町民の理解を得て進めていくことが求められる。

今般の道の駅整備計画においては、民意を把握し、町民への説明責任を果たし、その理解を得ながら進めるプロセスが不足していたことは否めない。その結果が、凍結(中断)に繋がったと考えられる。

このような実情に対処することが、まさに政治課題といえる。

今後、町では報告書の内容を踏まえ、方針を決定していきます。

報告書は、町ホームページ (<http://www.town.ami.lg.jp/0000005787.html>) に掲載しています。

軽自動車税(種別割) 減免手続き・税率

問い合わせ 税務課 ☎888-1111 (152)

心身に障害のある人が使用する軽自動車、二輪車などについて、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免を受けられる制度があります。

■障害者減免

身体障害者手帳などの交付を受けている障害者の通学・通院・通所もしくは生業に専ら使用する車両で、次の要件を満たしているもの

▼対象となる障害等級

- ① 身体障害者手帳 下記の表をご参照ください
- ② 戦傷病者手帳 税務課にお問い合わせください
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 障害等級が1級のうち、自立支援医療受給者証(精神通院)または医療福祉費受給者証(マル福)の交付を受けている人もしくは当該障害のため通院している人
- ④ 療育手帳 判定がAまたはA

▼対象となる運転者

- ① 障害者本人
- ② 障害者と生計を一にする人(同居または健康保険や税法上で扶養関係がある人等)
- ③ 障害者のために、週3日以上常時介護している人(障害者のみ世帯または70歳以上の人(もしくは未成年)と障害者のみで構成する世帯が対象)
※減免申請できるのは障害者ひとりにつき、普通自動車を含めて一台に限ります

※法人名義・リース・営業用(黒ナンバー)の車両は、減免の対象とはなりません

※軽自動車税の減免を受けていると福祉タクシー券は申請できません

■構造減免

構造が専ら身体障害者などの利用に供するための構造を有する車両で、車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」「身体障害者輸送車」等の記載がある特殊用途軽自動車(8ナンバー車)

■公益減免

専ら公益事業の用に供すると認められる車両
※個人名義、リース車両は減免の対象とはなりません

■申請受付期間

納税通知書(5月中旬発送予定)が届いてから、納期限【5月31日(月)】までです。軽自動車税(種別割)納税通知書(原本)・障害者手帳など(原本)・車検証(コピー可)・運転する人の運転免許証(コピー可)・納税義務者の本人確認書類(個人番号カードまたは運転免許証などと個人番号通知カード)をお持ちください。
※減免申請前に納付された場合には、減免申請を行うことはできません。また減免は自動更新ではありません。毎年申請が必要です

対象となる身体障害の程度

障害の区分		障害の級数(程度)
視覚障害		1級から4級までの各級
聴覚障害		2級および3級
平衡機能障害、音声障害(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		3級
上肢不自由		1級および2級
下肢不自由	障害のある人が運転する場合	1級から6級までの各級
	生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合	1級から3級までの各級
体幹不自由	障害のある人が運転する場合	1級から3級までの各級および5級
	生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害・ぼうこうまたは直腸機能障害・小腸機能障害		1級および3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害		1級から3級までの各級

※総合(合併)等級の場合は、障害区分ごとに判断します。例えば、「上下肢6級」であっても、これを個別に判断すると下肢7級・上肢7級となる場合は、減免となりません

■軽自動車（四輪以上および三輪）

- ①平成27年3月31日以前に初度検査（新規登録）を受けた車両は、平成27年度以降も改正前の税率のままです。ただし、③に該当し、重課税率になる場合があります
- ②平成27年4月1日以降に初度検査（新規登録）を受けた車両は、改正後の税率になります
- ③毎年4月1日現在で初度検査（新規登録）から13年を経過した車両は、重課税率になります。ただし、動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車は、重課税率の対象とはなりません

種 別			①平成27年3月以前に初度検査（新規登録）を受けたもの（改正前税率）	揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車	
				②平成27年4月以後に初度検査（新規登録）を受けたもの（改正後税率）	③初度検査から13年を経過したもの（重課税率）
軽自動車	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円

■グリーン化特例（軽課税率）

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに初度検査（新規登録）を受けた四輪以上および三輪の軽自動車（排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ない車両（新車に限る）は、初度検査をした日の属する年度の翌年度分に限り軽自動車税（種別割）が軽減されます。令和3年4月1日以後に初度検査を受けた車両については、適用対象が電気自動車等に限られます。令和4年度より25%軽減・50%軽減は対象外になります

種 別			軽減税率（1年限り）		
			75%軽減	50%軽減	25%軽減
軽自動車	乗 用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円

●グリーン化特例の適用となる基準

種 別	排ガス性能	燃費性能		内容
電気自動車	—	—		おおむね75%軽減
天然ガス自動車	平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準値よりNOx10%低減	—		
ガソリン車（ハイブリット車を含む）	平成17年排ガス規制適合かつ平成17年排ガス基準値NOx75%低減または平成30年排ガス規制に適合かつ平成30年排ガス基準値よりNOx50%低減	乗用車	令和2年度燃費基準+30%達成	おおむね50%軽減
		軽貨物車	平成27年度燃費基準+35%達成	
		乗用車	令和2年度燃費基準+10%達成	おおむね25%軽減
		軽貨物車	平成27年度燃費基準+15%達成	

■原動機付自転車や125cc以上のバイク・小型特殊自動車

種 別	税 額	
原動機付自転車	50cc (0.6kw) 以下のもの（ミニカーを除く）	2,000円
	90cc (0.8kw) 以下のもの	2,000円
	125cc (1kw) 以下のもの	2,400円
	ミニカー 20cc (0.25kw) 超 50cc (0.6kw) 以下のもの	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円
	その他のもの（フォークリフト等）	5,900円
二輪の軽自動車	250cc 以下のもの（側車付のものを含む）	3,600円
二輪の小型自動車	250cc 超のもの	6,000円

ごみのポイ捨てや不法投棄をなくしましょう！ 環境美化について

生活環境課 ☎888-1111(251)

『町内クリーン作戦』および『家庭用使用済み天ぷら油の回収』中止

町では、環境美化の推進のために、5月と11月に年2回の「町内クリーン作戦」と「家庭用使用済み天ぷら油の回収」を実施していますが

※令和3年度5月実施分の「町内クリーン作戦」および「家庭用使用済み天ぷら油の回収」は県内の一部で新型コロナウイルス変異株感染など再燃の兆しが見られることから、感染症拡大防止のため中止します

『緑のカーテン講習会』参加者募集

ご家庭で作る緑のカーテンは、室内の温度を下げる効果があり地球温暖化対策につながります。

町では、アミエコクラブとの共催により緑のカーテンをご家庭で上手に育てる講習会を開催します。皆さんぜひご参加ください。

- ▼日時 6月12日(土)午前10時から
- ▼場所 中央公民館1階多目的室
- ▼講師 山田晃太郎氏
- ▼募集人数 40人(定員で締切)
- ▼募集期間 5月10日(月)～28日(金)
- ▼申込方法 下記に電話または直接申し込む
- ▼その他 参加者には苗をプレゼントします。苗を入れる袋か箱を持参してください
- ▼問合せ 生活環境課 ☎888-1111(251)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため内容が変更となることがあります

▼令和元年度『緑のカーテン講習会』の様子



あなただからできること、あなただけができること 消防団員を募集しています

防災危機管理課消防係 ☎888-1111(279)

消防団は、普段は主たる職業等を持つかたわら『自分たちのまちは、自分たちで守る』というボランティア精神により、地域の防災リーダーとして地域防災や防犯活動の中で重要な役割を担っています。しかし年々、消防団員数は減少の傾向にあり、地域の防災体制に支障をもたらす状況になっています。消防団活動を通じて身についた様々な技術は自分・家族・地域の皆さんなどの身近な人たちを災害から守ることに役立てることが出来ます。町消防団について少しでも興味を持たれましたら、防災危機管理課までお気軽にご連絡ください

消防団員とは？

消防団は消防署と同様に市町村の消防機関であり、その構成員となる消防団員は、消防署の職員と同じ地方公務員となります。しかし消防署の職員が常勤の地方公務員であるのに対し、消防団員は他に職業や学業を持つ非常勤特別職の地方公務員です。また、町消防団には女性部があり、幼児から高齢者を対象とした防火防災教室などの活動も行っています。

- ▼消防団員の処遇：▼制服・活動服などを貸与 ▼公務災害補償あり
- ▼災害出勤手当・年額報酬等の支給あり
- ▼退職報償金制度（5年以上）あり



▲活躍中の女性消防団員の皆さん

消防団のおもな活動

火災時の消火活動、交通整理・各種消防訓練・防水訓練・消防ポンプ取扱い訓練・地区の水利点検・出初式・防火防災教室・行方不明者の捜索など

消防団員になるには？

- ▼下記①～③の応募条件を満たしている人で入団を希望する人は、防災危機管理課までお問い合わせください
- 応募条件：①町内に在住または通勤・通学している②18歳以上である（学生可）③健康・明朗で活発である
- ▼申込・問い合わせ：防災危機管理課消防係 ☎888-1111(279)

消防団の組織

- ▼町消防団は、消防団長のもと各区域ごとの分団（第1～15分団）、各分団から選出された指導員、女性部、役場消防部により構成されています
- ▼町消防団の事務局は防災危機管理課が行っています



▲男性消防団員によるポンプ操法訓練

分団管轄行政区一覧

分団名	行政区
第1分団	中郷東・中郷西・西郷・阿見台
第2分団	立ノ越・青宿・新町
第3分団	大室・岡崎・廻戸・霞台・曙東・曙南・レイクサイドタウン
第4分団	北・宿・西方
第5分団	中央東・中央西・中央南・中央北・鈴木・富士団地・白鷺団地
第6分団	三区上・三区下・上郷・一区南・一区北
第7分団	二区北・二区南・住吉・一区・本郷

分団名	行政区
第8分団	上本郷・下本郷・中根・シンワ
第9分団	実穀・寺子・上小池・下小池・上長・筑見
第10分団	上吉原・中吉原・下吉原・大砂・福田・新山
第11分団	君島・石川
第12分団	塙・追原・上条
第13分団	飯倉・大形・飯倉二区
第14分団	上島津・下島津・南島津・南平台一丁目・南平台二丁目・南平台三丁目
第15分団	掛馬・竹来

国民年金保険料 の額と納め方



国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

保 険料を未納にすると、生活の支えとなる年金が受けられなくなる場合もあります。忘れることなく納めましょう。

■保険料の額

保険料は、20歳から60歳まで納めることとなります。毎月の保険料は翌月末日までに納付することになります。

▼保険料：令和3年度は月額16,610円

▼付加保険料：月額4,000円。付加保険料を納付すると、2,000円×付加保険料納付済月数―で計算された金額が、老齢基礎年金に加算されます

※納めた保険料は、全額社会保険料控除の対象となります

■納め方

①納付書(現金)で納付

日本年金機構から送付された納付書で、銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・労働金庫・信用組合・コンビニエンスストア―で納めることができます(役場・出張所では取り扱いできません)。

②納付書(現金)による前納で納付

納める月が早いほど割引額が多くなります。その年度の一定期間の保険料を前もってまとめて納める(前納)と、保険料が割り引きされてお得です。

▼2年前前納…割引額14,590円

▼1年前前納…割引額3,540円

▼半年分前納…割引額8,100円

③口座振替で納付

口座振替なら納付書(現金)で納めるより割引額が多くお得です。

▼2年前前納…割引額15,850円

▼1年前前納…割引額4,180円

▼半年分前納…割引額1,130円

▼毎月納付は2種類

▼早割(当月末振替)…月々50円割引(例…4月分の保険料を4月末日に振替)

▼翌月末振替…割引なし(例…4月分の保険料を5月末日に振替)

▼口座振替手続きに必要なもの
▼年金手帳または納付書等

▼口座振替で前納するのがお得です

納付方法	1か月分	6か月分	1年分	2年分
現金支払い(月々)	16,610円	99,660円	199,320円	398,400円
現金支払い(前納) 【割引額】	—	98,850円 【810円】	195,780円 【3,540円】	383,810円 【14,590円】
口座振替(早割) 【割引額】	16,560円 【50円】	99,360円 【300円】	198,720円 【600円】	397,200円 【1,200円】
口座振替(前納) 【割引額】	—	98,530円 【1,130円】	195,140円 【4,180円】	382,550円 【15,850円】

※納めていない期間の保険料については、納付期限から2年を経過すると時効により納められなくなります

※時期により前納できる期間に制限があります

基礎年金番号のわかるもの
▼通帳▼金融機関届出印
※口座をお持ちの金融機関・郵便局窓口または年金事務所でお申し込みください

④その他
電子納付やクレジットカードを利用した納付もできます。

平成29年4月より、現金・クレジットカード納付についても2年前前納をご利用いただけます。
※詳しくは土浦年金事務所
お問い合わせください
☎825-1170

知って安心！介護保険 地域密着型サービス

介護 保険

高齢福祉課介護支援係 ☎ 888-1111 (753)

サービスの概要

地域密着型サービスは、認知症高齢者・単身高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が介護の必要な状態となっても、住み慣れた自宅や地域でできる限り生活が続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。

サービスの主な特徴

- ▽ 地域密着型サービス事業所の指定および指導・監督は、市町村が行います
- ▽ 地域密着型サービスの利用者は、原則として事業所が所在する市町村の住民（介護保険の被保険者）のみとなります
- ▽ 利用者の家族や地域の代表者が参加する運営推進会議において、運営状況の報告や意見交換などが行われ、より良い生活が送れるよう話し合いが行われます。運営推進会議は2か月に1回以上、定期的開催されています

サービスの主な種類

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が共同生活を営む住居（グループホーム）で食事・入浴などの介護や支援を受けることができます。

要介護1～5の人、要支援2の人が利用できます（要支援1の人は利用できません）。家庭的な雰囲気の中で1ユニット9人以下の少人数での共同生活を営みます。グループホームでは自分でできることは自分で行い、季節の行事やレクリエーション、地域の行事への参加など、さまざまな催しが行われます。町では5事業所（表1…①～⑤）が整備されています。

小規模多機能型居宅介護

小規模の住宅型の施設で『通い』を中心としながら『訪問』や『宿泊』などを組み合わせ、食事・入浴などの介護サービスが受けられます。

要介護1～5の人、要支援1・2の人が利用できます。『通い』『訪問』『宿泊』等のサービスを利用するときに同じ施設、なじみのスタッフ

による対応ができるので、連続性のあるサービスを受けることができます。

町では、2事業所（表1…⑥⑦）が整備されています。

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサー

ビスです。介護と医療それぞれのサービスが必要な人がサービスを受けることができます。要介護1～5の人が利用できます（要支援1・要支援2の人は利用できません）。町では1事業所（表1…⑧）が整備されています。

表1: 町内の地域密着型サービス提供事業所

種類	事業所名	所在地 電話番号	定員
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	①阿見ケアコミュニティ そよ風	うずら野 4-24-5 ☎843-7130	18人
	②グループホームすみれ	岡崎 2-8-19 ☎887-0086	9人
	③グループホームつくし	曙 176-3 ☎887-2823	18人
	④グループホームわかぐり	鈴木 136-3 ☎891-2300	18人
	⑤グループホーム阿見	若栗 2957-5 ☎889-2767	18人
小規模多機能型 居宅介護	⑥小規模多機能型 居宅介護すみれ	岡崎 2-8-19 ☎875-4102	25人
	⑦小規模多機能 居宅介護事業所優愛	中央 5-19-20 ☎893-2588	29人
看護小規模多機能型 居宅介護	⑧看護小規模多機能型 居宅介護さくらす	荒川本郷 1854-21 ☎875-6711	29人

住み慣れたまちで安心して暮らすために

お年寄りの 毎日を支えます



高齢福祉課 ☎888-1111(142-743)

町で利用できる 65 歳以上の高齢者の関連サービスを紹介します

※新型コロナウイルス感染症の影響により一部サービス内容を変更する場合があります

高齢福祉課

シニアカード	町内に居住する 65 歳以上の人へ協賛店舗から割引やポイント加算等のお得なサービスを受けられるカードを配付します。
緊急通報システム 整備事業	ひとり暮らしの高齢者・世帯全員が 75 歳以上の高齢者世帯等に緊急通報装置を設置し、急病・災害等の緊急時に迅速・適切な対応を図り、不安の解消と生活の安全を確保します。また、月に一度利用者の状況を確認します。 ▼個人負担があります。また、電話回線の種類により使用できない場合があります
ひとり暮らし高齢者 愛の定期便事業	ひとり暮らしの高齢者で安否確認の必要性が高いと民生委員が確認した高齢者に、乳製品の手渡し配達による安否確認を行います。 ▼緊急通報システムの貸与を受けられる場合、そちらが優先になります。また、介護保険サービスを週 1 回以上利用している人は対象外になります
要介護認定者 福祉タクシー 利用料金助成事業	要介護 1～5 の認定を受けていて、外出時に常時車いすやストレッチャーに乗ったままの移動を必要とする人に、利用者宅と特定の医療機関等の往復に必要な福祉タクシー費用の一部を助成します。(社会福祉課から「障害者福祉タクシー利用券」の交付を受けている人、自動車税や軽自動車税を減免されている人、施設に入所している人は対象外になります) ▼助成限度額:1 回につき 4000 円 (片道を 1 回として年間最大 24 回まで)
日常生活用具 給付事業	ひとり暮らしの高齢者または世帯全員が 75 歳以上の高齢者世帯で住民税が非課税である世帯に属する人に、電磁調理器等を給付します。 ▼個人負担があります
シルバーカー 購入費助成事業	住民税が非課税の世帯に属し歩行が困難であると民生委員が確認した人で、シルバーカーを購入した人に対して助成金を交付します。シルバーカー購入日から 30 日以内に申請が必要です。 ▼領収書またはレシートが必要です (助成限度額:5000 円)
福祉電話貸与事業	低所得のひとり暮らしの高齢者に電話機を貸与し、利用料金の一部を助成します。
家族等介護用品 支給事業	介護保険で要介護 3 以上 (要介護 3 の人は、排尿または排便の介助が必要な人) と認定された住民税非課税の人在宅で介護する家族などに、紙おむつ・尿取りパッドを希望により支給します。 ▼要介護 1・2 の人は対象外です
<small>はいかい</small> 徘徊高齢者家族 支援サービス事業	徘徊の見られる在宅の高齢者を介護する家族に、GPS 発信機の貸与や、QR コードシートの配付を行い徘徊・そのほかの緊急時に迅速に対応できるようにします。 ▼GPS 発信機を紛失・破損した場合の費用や QR コードシートの追加購入費用は個人負担 基準日 (12 月 31 日) 以前に 1 年間継続して介護保険で要介護 4 以上と認定された 65 歳以上の高齢者を、同期間内で所定期間介護保険サービスを利用せず、在宅で介護している家族に慰労金を支給します。 ▼対象となる可能性のある人には 12 月末に案内文を送付します
在宅寝たきり 高齢者等介護慰労金 支給事業	介護保険で自立と認定されたひとり暮らしの高齢者などで、日常生活に支障のある人を対象に、短期宿泊 (原則 7 日以内) による生活指導・支援を行います。 ▼同一世帯の住民税課税状況により個人負担額が異なります
要介護者等 緊急短期宿泊事業	介護保険利用限度超過者で、家族の介護を受けられず緊急に入所が必要な人を対象に短期宿泊 (原則 7 日以内) による支援を行います。 ▼同一世帯の住民税課税状況・要介護度などにより個人負担額が異なります

■高齡福祉課

高齡者住宅 リフォーム助成事業	介護保険で要支援・要介護と認定され、住民税が非課税の世帯に属する高齡者などに対し、日常生活で直接利用する住宅の改造経費の一部を助成します。
成年後見制度 利用支援事業	認知症高齡者・知的障害者・精神障害者（本人に配偶者または2親等以内の親族がいない人）等、判断力の十分でない人が各種手続きや契約を行うときに不利にならないようにするため、成年後見制度を利用する際の申立や申立費用等を支援します。 ※知的・精神障害者は社会福祉課障害福祉係で受付 ▼助成額：所得などにより異なります

■健康づくり課

つるかめ教室	運動普及推進員が介護予防のための簡単な体操・ストレッチ・レクリエーションを行います。 ▼対象：10人以上の高齡者団体 ▼実施回数：月1回 ▼実施場所：地区公会堂など
健康相談	健康に関する個別の相談に、保健師・栄養士が応じます。

■町社会福祉協議会

給食サービス事業	65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齡者などに、調理ボランティアによるお弁当（昼食）を配送・訪問ボランティアにより自宅へ届けます。 ▼利用期日：毎月第2・4水曜日（祝日、7・8月の夏季を除く）
生活援助型 食事サービス	配偶者以外の同居の家族がいない65歳以上の高齡虚弱または心身の障害により自ら調理することが困難な人が、申請により認定された場合、夕食を配達し自立生活を支援します。 ▼利用期日：毎週月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） ▼利用料（個人負担分）：1食あたり普通食410円・特別食570円
心配ごと相談	生計・家族・財産などに関する悩みごとの相談を受け、日常生活の不安解消を図ります。 ※詳細は32ページ（定例相談）参照
ふれあい電話	申請された65歳以上のひとり暮らし宅に電話をかけ、安否確認や孤独感の解消を目的として日常のお話し相手をするふれあい型の電話サービスです。 ▼実施期日：火・木曜日午後1時30分～3時（祝日・年末年始を除く）
在宅福祉（有償） サービス事業	おおむね65歳以上の日常生活に支障のある世帯に、有料の在宅福祉サービスを提供します。 ▼登録会員方式：利用会員・協力会員 ▼サービス内容：食事の支度・洗濯・掃除・買い物等の家事支援、通院など外出時の付き添いなど ▼利用時間：午前7時～午後7時（年末年始を除く） ▼利用料：1時間600円
車いす貸出事業	町内在住の人に、一時的（1か月を限度）に車いすを貸し出します。
低床カー貸出事業	車いすごと乗れる軽自動車を2日間限度で貸し出します。 ▼負担：1kmあたり10円のガソリン代がかかります
日常生活 自立支援事業	認知症の高齡者や知的・精神的に障害のある人等、判断能力が不十分かつ親族などの援助が得られない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理、書類の預かりサービスなどを行い日常生活を支援します。 ▼利用料 ▼福祉サービスの利用手続きの援助・日常生活の金銭管理サービス（生活支援員派遣による援助）：1時間あたり1100円▼交通費：1kmあたり37円のガソリン代 ▼書類等預かりサービス（保管料）：1か月あたり500円 ※生活保護受給者は免除になります

■地域包括支援センター

高齡者に 関する総合相談	介護や福祉・高齡者虐待等の高齡者に対する福祉の総合的な相談・支援を行います。また、要支援者・事業対象者の要支援ケアプランの作成やケアマネジメントを行います
家族介護支援事業	在宅で介護している人・近くで支援している人・介護に興味をお持ちの人等を対象に、介護・福祉の知識や技術に役立つ教室を開催します。また、介護する人同士の交流や情報交換の機会を提供します

各サービスの問い合わせ

▼高齡福祉課高齡福祉係 ☎888-1111 (142・743) ▼健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

▼町社会福祉協議会 ☎887-0084 ▼地域包括支援センター ☎887-8124

子育て支援事業の取り組み

子ども家庭課 ☎ 888-1111 (117・708)

町内の保育施設

保育施設とは、保護者が働いているまたは病気などで保育ができない場合にお子さんを預かり保育するところです。それぞれ開所(園)時間等特色が異なりますので、希望施設を決定する際には事前に見学することをお勧めします。

施設名	施設の種類	所在地	電話番号	定員	保育年齢
中郷保育所	公立保育所	阿見 4002-5	887-3331	150人	生後8週～5歳
南平台保育所		南平台 1-31-6	840-2081	100人	
二区保育所		うずら野 1-29-11	841-2301	115人	
あゆみ保育園	私立保育園	阿見 4958-5	888-3681	130人	生後3か月～5歳
阿見ひかり保育園		曙 247-1	879-5155	120人	生後8週～5歳
さくら保育園		荒川本郷 2033-336	896-3678	160人	
阿見きらり保育園		荒川本郷 1902-1	875-8135	150人	生後8週～5歳
阿見認定こども園	幼保連携型認定こども園	阿見 5205-2	887-7388	180人	生後8週～5歳
認定こども園 ふたば幼稚園	幼稚園型認定こども園	岡崎 3-2-1	887-0055	180人	3歳～5歳
認定こども園 阿見みどり幼稚園		鈴木 25-10	887-7471	280人	
小規模保育園 虹いろキッズ	小規模保育事業所	鈴木 59-4	893-2273	19人	生後3か月～2歳
ニチイキッズ あみ保育室		阿見 3962-6	891-0855	19人	生後8週～2歳
キッズハウス にじの森	小規模保育事業所	うずら野 1-34-13	845-7654	12人	生後8週～2歳
まるこのおうち	家庭的保育事業所	廻戸 272-1	090-7946-1263	5人	生後6か月～2歳
にこちゃんランド		阿見 246	070-3996-1647	3人	生後6か月～2歳
ふらわあばすけっと		中央 6-19-28	888-9617	3人	生後6か月～2歳

※認定こども園の定員には、教育(幼稚園)部分を含みます

病児保育事業

「病児保育事業」とは、保護者等が就労している世帯で児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、児童を病院等に付設された専用スペース等で一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

実施場所	中央 3-10-3 (東京医科大学茨城医療センター敷地内)
対象	保護者等が就労している町内在住または在勤者であって、4月1日現在で生後6か月から6歳までの未就学児
利用料金	児童1人につき3,000円 ※昼食・おやつは持参となります
注意点	利用する際は、かかりつけ医が乳幼児の病状について記入した「医師連絡票」等の必要書類のご提出がないと利用できません。詳しくは、「たんぼぼ保育室のご利用のしおり」をご参照ください
問合せ	たんぼぼ保育室 ☎ 887-5621

民間保育施設

子どもを預かる時間等は施設で独自に設定しています。申し込みは施設に直接お願いします。

託児所	託児所・チャーミー(福田 2404-2) ☎ 889-4321
企業主導型	花くじら保育園(荒川本郷 1854-21) ☎ 875-7878

一時保育事業

保護者の急病・断続的勤務・冠婚葬祭・育児疲れ等の私的理由などで、一時的に保育が困難となる場合に保育施設で一時的に保育する事業です。希望先の保育施設の行事などで受け入れできない場合があります。ご了承ください。

実施場所	公立保育所・私立保育園・ニチイキッズあみ保育室・キッズハウスにじの森・ふらわぁばすけっと
対象	<ul style="list-style-type: none"> ▼公立保育所: 町内に住民登録している満1歳以上から就学前までの児童 ▼私立保育園: 満1歳から就学前までの児童 (阿見きらり保育園: 7か月から、さくら保育園: 町民のみ) ▼ニチイキッズあみ保育室: 生後2か月から3歳まで ▼キッズハウスにじの森: 生後3か月から3歳まで (町内に住民登録していること) ▼ふらわぁばすけっと: 満1歳から3歳まで ※別途条件を設定している場合もあります
利用料金	児童1人につき1日あたりの料金 (食事・おやつ代含む) ▼公立保育所: 2,000円 ※公立保育所以外の施設は、園ごとに料金が異なります。各実施場所にお問い合わせください
申込方法	▼公立保育所 ▼利用を希望する保育所に電話予約をします (予約は1か月前から可能) ▼初回利用の場合は利用の前に面接が必要です ▼予約がとれたら子ども家庭課に一時保育申込書を提出します ※公立保育所以外の施設は、各実施場所にお問い合わせください
問合せ	各実施場所にお問い合わせください。

病後児保育事業

病後児保育とは、病気やけがの回復期にある児童について、保育園などの集団生活には適していないが、保護者の仕事や病気・けが・冠婚葬祭等のやむを得ない理由で家庭で看護できない場合に、一時的にお預かりして保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

実施場所	阿見ひかり保育園・さくら保育園・阿見きらり保育園
対象	下記の①②のどちらも該当する児童 ① 町内に住民登録している児童または実施場所に在籍している ② 4月2日時点で1歳に到達している
利用料金	児童1人につき2,000円
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ▼病気やけがの状態によっては、お受けできない場合もありますのでご了承ください ▼利用する場合は、事前に病院の受診が必要となります ▼病院を受診される前に、実施場所にご確認ください
問合せ	各実施場所にお問い合わせください。 ▼阿見ひかり保育園 ☎ 879-5155 ▼さくら保育園 ☎ 896-3678 ▼阿見きらり保育園 ☎ 875-8135

ファミリーサポートセンター

地域の育児に関する相互援助活動により、安心して子どもを育てる環境づくりと、女性の社会参加を支援するため“たすけあいの心”を持った地域の人々の協力により行う、会員方式の有料の福祉サービスです。

▼サービスの内容

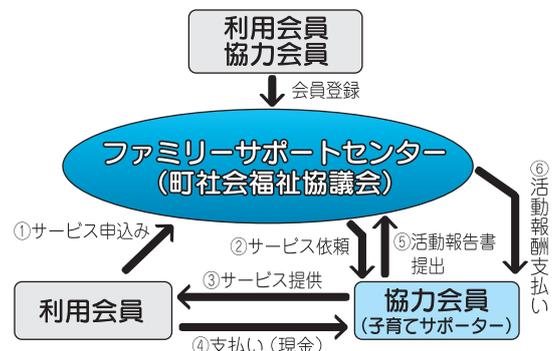
- ① 保育施設の保育開始前・保育終了後の子どもの預かり
- ② 保育施設までの送迎
- ③ 学校の放課後・放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- ④ 軽度の病気で学校・保育施設に通えない子どもの世話 (急性期除く)
- ⑤ 親等が病気・通院の際の子どもの預かり
- ⑥ 親が外出の際の子どもの預かり
- ⑦ 産前・産後の家事援助、乳幼児の世話
- ⑧ その他会員間で行う相互援助活動としてふさわしいサービス

▼利用時間および料金

利用時間	午前7時～午後9時 ※午後7時～9時は要相談
利用料金	1時間あたり400円 (子ども1人の場合) ※延長料金は30分未満200円、30分以上は400円となります

▼問合せ: 町社会福祉協議会ファミリーサポートセンター (総合保健福祉会館「さわやかセンター」内) ☎ 887-8124

※一時保育事業・病児保育事業・病後児保育事業・ファミリーサポートセンターのご利用にあたっては、一定の要件に該当する場合、無償化の対象となります。ご利用にあたっては下記までお問い合わせください



▲ファミリーサポートセンター利用の流れ

今年度が最後！

『風しん抗体検査・予防接種』

が無料で受けられます！

健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内) ☎888-2940

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの対象者となる男性の人に、風しん抗体検査および予防接種の無料クーポン券をお送りしました。

風しんは、感染者の飛まつ(唾液のしぶき)などによって他人にうつる、感染力が強い感染症です。大人になってかかると症状が重くなることがあります。また妊婦さんが感染すると、先天性風しん症候群をもって生まれてくる可能性が高くなります。周りの人が風しんの予防をすることがとても大切です。あなた自身と、これから生まれてくる世代の子どもを守るために、ぜひクーポン券を使って風しん抗体検査と予防接種をお受けください！

■ 受診方法

- ① 風しん抗体検査を受ける
 - ② 抗体検査の結果、十分な量の風しん抗体がない場合は、風しんの予防接種を受ける
- ※医療機関のほか、健康診断と併せて受けられる場合があります。勤務先や健診機関等にお問合せください
- ①②ともに無料で受けることができます。この機会にぜひ受診ください

■ 有効期間

- ▼ 風しん抗体検査: 令和4年3月31日まで
 - ▼ 風しん予防接種: 令和4年3月31日まで
- ※抗体検査・予防接種とも同日の期限となりますので、早めに抗体検査を受けることをお勧めします

■ その他

転入された人で、抗体検査および予防接種が未実施の場合は下記までお問合せください。

※令和2年度までに抗体検査および予防接種を受けた人は対象になりません

副流煙に含まれる有害物質に注意！

たばこの害から子どもを守りましょう

たばこに含まれる有害物質を吸うことにより、発がん率の上昇や呼吸器疾患、生活習慣病の発症などのリスクが高まります。

また、煙の出ない加熱式たばこは、害がないと誤解し、子どものそばで吸ってしまう危険性があります。加熱式たばこの主流煙には発がん物質を含みます。紙巻きたばこより加熱式たばこのカートリッジは小さく誤飲事故が多発しています。子どもをたばこの害から守りましょう



受動喫煙による子どもへの影響

- ▼ 中耳炎 ▼ 気管支ぜんそく ▼ 呼吸機能の低下 ▼ 小児がん ▼ 言語能力の低下 ▼ 落ち着きのなさ ▼ 身体発育の低下

『こころの体温計』であなたのこころの状態をチェックしてみましょう！

町では広く町民の皆さんに「こころの健康」に関心を持っていただき、メンタルヘルスに関する問題の早期発見・早期治療を推進するため、「こころの体温計」のサービスを提供しています。

特に春は新しい生活のスタートを迎える人が多く、大きく生活環境が変わることで、ストレスを感じやすい時期でもあります。

「こころの体温計」で自分のこころの状態をチェックして、深刻な状態になる前に早めの対処を心がけましょう。

■『こころの体温計』とは

パソコンや携帯電話を利用して気軽にメンタルヘルスチェックができるシステムです。健康状態・人間関係・住環境などに関するいくつかの質問に回答していただくと、水槽の中で泳ぐ赤や黒の金魚・猫など複数のキャラクターが登場し、あなたのストレス度や落ち込み度を表示します。



■利用方法

パソコン、スマートフォン・携帯電話等から下記の方法でご利用いただけます。

- ▼パソコンで利用する場合: ホームページ (<https://fishbowlindex.jp/ami/>) からご利用ください
 - ▼スマートフォン・携帯電話等で利用する場合: 右記二次元コードからご利用ください
- ※町ホームページからもご利用いただけます



二次元コード▲

ご相談ください！『こころの健康相談』

新型コロナウイルス感染症により生活にさまざまな影響が生じ、不安やストレスを感じている人も多いかと思えます。町では、こころの悩みやこころの健康についてのご相談をお受けしています。

こころの病気の不安や悩みがあるけれど受診が必要かどうか分からない、家族としてどのように接したらよいか分からない等、ご心配なことがあれば一人で悩まず、お早めにご相談ください。秘密は厳守します。

■対象者

町内在住の人、またはそのご家族の人

■相談日時

- ▼日程: 毎月1回(日にちは広報あみでお知らせします)
- ▼時間: ①午後1時～2時
- ②午後2時30分～3時30分

■相談スタッフ

精神保健福祉士、町保健師

■申込方法

電話または直接健康づくり課(町総合保健福祉会館「さわやかセンター」内)にお申し込みください(予約制・相談料は無料)

※匿名での予約や本人・家族以外の人からの相談はお受けできません

■相談場所

町総合保健福祉会館「さわやかセンター」内相談室

～相談した人の声～

- ▼相談したことによって気持ちが楽になった
- ▼こころに引っかかっていたものが軽くなった
- ▼病院を受診するきっかけになった



消費者コーナー

『くらしの注意報！ ～安全で快適なくらしのために～』

令和3年度・第1回

消費者問題のご相談は、
お気軽に下記まで！



令和2年度の消費生活相談状況

▼相談受付件数:400件

▼契約者の性別 男:210件 女:185件 その他(不明・団体企業):5件

▼契約者の年齢

(単位:件)

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳	80歳以上	その他	計
10	24	34	51	71	83	81	36	10	400

▼相談件数が多かった主な相談内容

順位	事例	件数	相談内容・対策
1	商品一般 ▼不審なメール ▼不審な請求など	52	Q.「お荷物の届けにあがりませんが不在のため持ち帰りました。下記URLよりご確認ください。」とのSMSが届いた A. URLにはアクセスしないようにしましょう。アクセスした場合でもIDやパスワード等を入力しないようにしましょう
2	デジタルコンテンツ ▼アダルトサイト ▼オンラインゲーム ▼副業サイトなど	16	Q. 相談に乗ると報酬が得られるとの副業サイトに登録。メールで相談に乗り高額な手続き料を払ったのに報酬は得られなかった A. 簡単に報酬が得られるとの話は信用せず、安易にサイトに登録をするのはやめましょう
	工事・建築	16	Q. 兄が訪問販売で屋根工事を契約。その後次々と住宅工事を勧誘された。断り切れずに契約し、高額な代金を支払った A. しつこく勧誘されてもその場で契約するのは絶対にやめましょう。契約前に必ず家族等に相談しましょう
3	修理サービス	15	Q. 来訪した業者から「壊れた雨樋は保険金を使って自己負担なしで修理できる。保険申請の代行をする。」と言われた A. 保険金の請求はご自身で行うことができます。加入先の保険会社に相談しましょう
	電気	15	Q. 電気料金が安くなると来訪した業者から、「検針票を見せて」と言われ見せた。契約中の電力会社だと思っていたら別業者だった A. 業者が来訪した際は、事業者名や内容を確認しましょう。安易に検針票の記載情報を伝えないようにしましょう。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響で在宅時間が長くなり、訪問販売やインターネット通販に関する相談が増加しました。また昨年同様、定期購入(健康食品・化粧品等)の相談も多く寄せられました

5月は消費者月間です！ 令和3年度テーマ『消費で築く新しい日常』

問合せ: ▼町消費生活センター ☎888-1871(ファクシミリ兼用/平日の午前9時～午後4時 ※土・日・祝日は消費者ホットライン ☎188へ)
▼商工観光課 ☎888-1111(175)



公共下水道・農業集落排水の接続工事に係る費用助成制度を拡充しています！（令和3年度終了）

公共下水道と農業集落排水の接続工事に係る費用助成制度が平成30年度より拡充され、令和3年度で終了となります。今まで対象にならなかった人も対象となるほか、条件を満たす人は補助金額が増額されています。霞ヶ浦や身近な河川の水質浄化のため、この機会にぜひ公共下水道や農業集落排水に接続をお願いします。

上下水道課 ☎889-5151

拡充の内容

	拡充前	拡充後
補助対象期間	供用開始から3年間	▼ 期間制限なし（平成30年4月以降に供用開始となった区域は供用開始から3年間）
補助金額	補助対象工事の半額で上限4万円	▼ 65歳以上または18歳未満の人がいる世帯で、町県民税の世帯課税対象所得※が334万円以下の場合、 補助対象工事の全額で上限35万円 ▼ それ以外は補助対象工事の半額で上限4万円

※町県民税の世帯課税対象所得：所得から社会保険料や基礎控除、扶養控除などを引いた金額（課税対象所得）について、世帯全員分を合算したものです

▼実施期間：平成30年～令和3年度

▼補助内容：公共下水道または農業集落排水の接続工事に係る宅地内配管工事費

▼補助対象：公共下水道または農業集落排水の供用開始区域に住所を所有し、まだ公共下水道または農業集落排水に接続していない人。なお、店舗兼住宅の場合は、住宅部分の延床面積が2分の1以上必要です

※新築（建築確認申請が必要な増築・改築含む）・官公庁・法人その他の団体・町税に滞納がある人は対象外

▼課税対象所得の確認方法

- ①町・県民税（住民税）が給与からのみ天引きの人：勤務先から5～6月ごろ配付される「給与所得等に係る町県民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の「課税標準」に記載された金額になります
- ②町・県民税（住民税）を年金から天引きされている人または納付書や口座振替で納めている人：町から6月ごろ郵送される「町県民税・県民税税額決定通知書兼納税通知書」の「課税標準額の明細」に記載された金額になります
- ③上記の書類が見当たらない人「補助金の事前調査に関する同意書」を町上下水道課にご提出いただければ、町で補助対象かどうかの確認を行い、結果をご連絡します。所得証明書でもご確認いただけます

▼課税対象所得の注意事項

4～6月に申請の場合は前年度、7～翌年3月に申請の場合は今年度の町県民税世帯課税対象所得で判断します

▼補助の流れ

補助申請→申請の確認→決定通知→工事→実績報告
→実績報告の確認→確定通知→補助金支払

▼補助申請に必要な書類

▼すべての人に必要なもの

- ①町公共下水道接続工事費補助金交付申請書または町農業集落排水設備設置工事費補助金交付申請書
- ②排水設備計画（確認・変更）申請書の写し
- ③町税の納税証明書
- ④補助対象工事に係る見積書の写し
- ⑤補助対象工事前の写真（すでに公共下水道または農業集落排水施設に接続されているものではないことがわかるもの）
- ⑥建築物が申請者の所有でない場合にあっては、当該建築物の所有者の承諾書

▼拡充を申請する人に必要な書類

- ⑦申請者および申請者と同一の世帯に属する人の所得証明書または非課税証明書
 - ⑧申請者の属する世帯の住民票
 - ⑨世帯構成員の状況
- ※③⑦⑧は住民票、納税・課税状況について、町で確認することにご同意いただければ、提出を省略することができます（他市町村在住者除く）

▼実績報告に必要な書類

- ①阿見町公共下水道接続工事費補助金実績報告書または農業集落排水設備設置工事費補助金実績報告書
- ②排水設備工事完了届の写し
- ③補助対象工事に要した経費に係る領収書の写し（配管延長等の内訳が記載されたもの）
- ④補助対象工事施工中または完了後の写真（接続したことが分かるもの）

▼注意事項

▼申請書等は町ホームページからダウンロードできます▼補助申請前に工事を行ってしまうと補助対象になりません▼補助申請時・実績報告時には敷地に立ち入り、現地確認を行います▼予算の範囲内の補助ですので予算がなくなり次第終了になります

うるおいある街並みに！

生垣設置の助成制度



都市計画課 ☎888-1111 (232)

生垣設置の助成

生垣設置の助成

町では、町景観条例第9条に基づき、潤いある街並みと安全な生活環境を確保するため、町が費用の一部を負担して生垣の設置を奨励しています。

生垣は、街並みに潤いを与えるとともに、風通しを良くし、居住性を高めます。また、ブロック塀を生垣にすることで倒壊を防ぎ、地震被害を予防することもできます。

補助の対象区域

▼町全域

■補助を受けられる人

▼土地の所有者または生垣の設置に権限を有する人

補助対象となる生垣

▼新たに生垣を設置する場合

▼既存のブロック塀等を撤去して生垣にする場合

補助を受けられない生垣

▼国または地方公共団体の所有または管理に属する土地に設置されるもの

▼建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされる敷地に設置されるもの

補助額の基準

補助対象となる生垣設置に対する補助の限度額	新たに生垣を設置する場合	1m当たり 5,000円
	ブロック塀等の撤去を伴う場合	1m当たり 7,500円
補助率	生垣設置に要する経費(※)の2分の1 (ブロック塀等の撤去を伴う場合はその経費も含む)	
補助限度額	175,000円 (角地の2辺に設置する場合は350,000円)	

※生垣設置に要する経費とは、植手間・樹木・垣・支柱等を言います

▼条例による補助金の交付を受けて生垣を設置した敷地または緑化した敷地に、再び設置されるもの

▼不動産の販売を目的として設置されるもの

▼ほかの法令等の規定により、補助または補償を受けたもの

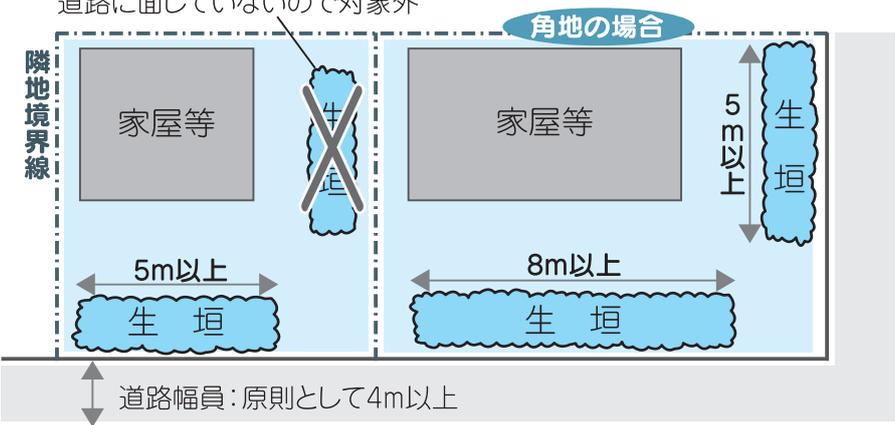
補助の条件

生垣の長さなど

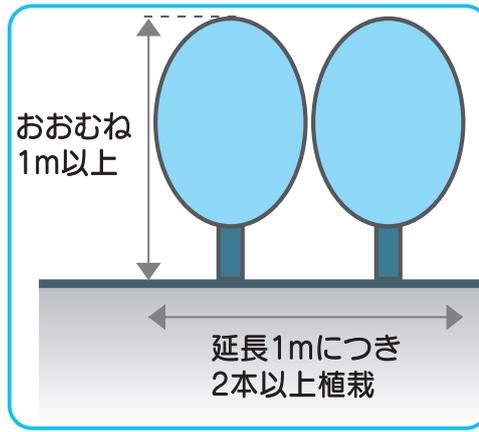
▼道路に面して設置されるもので、総延長5m以上であるもの

※角地の2辺に設置されるものは、長辺の生垣の延長が8m以上かつ短辺の延長が5m以上必要

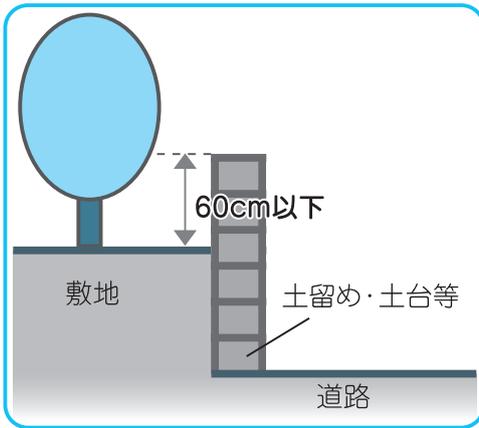
道路に面していないので対象外



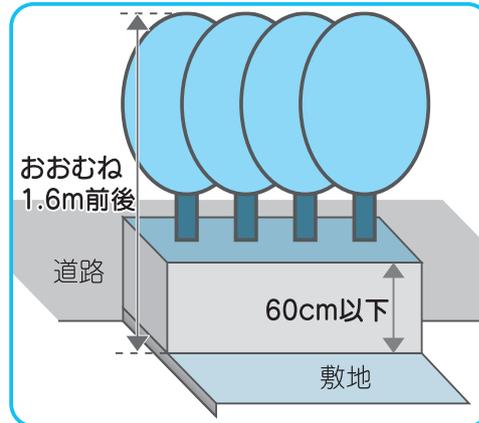
▼生垣設置の例



▼生垣の高さなど
樹木の高さがおおむね1m以上のもの（成長したときの高さではなく、植えたときの高さ）
延長1mにつき、2本以上植栽されるもの



▼ブロック塀等の内側に樹木を設置する場合は、当該ブロック塀等の高さが敷地面から60cm以下であるもの



▼コンクリートブロック等を使用して基礎（植樹ますなど）の上に設置される場合は、基礎の高さが敷地面から60cm以下のもの

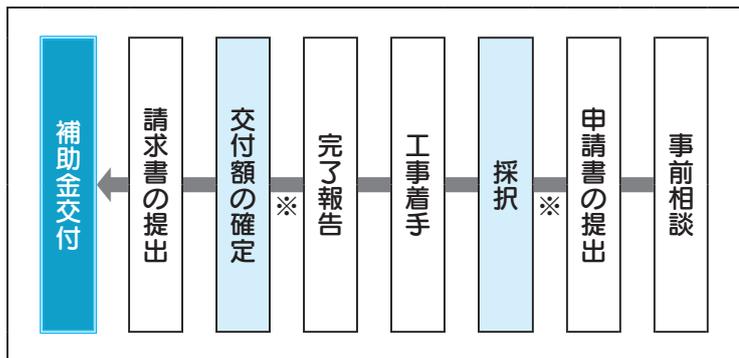
※設置から5年間は保全に努め、生垣として活用していただきます



申請方法
生垣を設置する前に、都市計画課に事前相談のうえ、生垣設置奨励補助金の交付申請をしてください（ブロック塀等の撤去を伴う場合は、ブロック塀等を取り壊す前に申請が必要となります）。
設置後の申請は補助を受けることができません。

申請手続き

- 当制度の詳しい手引きを都市計画課窓口にご用意しています
- 町ホームページにも掲載しています
▼<http://www.town.ami.lg.jp/0000000988.html>
- まずはお気軽にご相談ください
都市計画課 ☎888-1111 (232)



※採択前と完了報告後には、担当者が生垣設置場所まで現地調査にうかがいます

木造住宅の耐震診断費・ 耐震改修費を支援します



都市計画課 ☎888-1111 (232)

昭和56年(1981年)5月31日以前に着工し、建築された建築物は、建築基準法改正による新耐震設計以前の旧耐震設計基準で建築されたものが多く、十分な耐震性が確保されていない場合があります。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本大地震などで、大きな被害を受けた建物のほとんどが、昭和56年5月以前に建築された旧耐震設計基準による木造住宅でありました。地震による住宅の倒壊等の被害を防ぎ、災害に強いまちづくりを促進するため、町では一定の要件のもとで補助金を交付します。

補助概要

補助対象建築物

- ▼町内に現に存する住宅で、所有者自ら居住している木造住宅であること
 - ▼昭和56年5月31日以前に工事を着工した木造住宅、または昭和56年5月31日以前の建築基準法に基づく耐震基準で建築された木造住宅であること
 - ▼在来軸組構法または枠組壁工法による、2階建以下の木造住宅であること
 - ▼延べ床面積が30㎡以上であること
 - ▼併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上であること
- ※上記のほかにも、要件があります。詳細は、都市計画課までお問い合わせください

補助対象者

上記の木造住宅を居住することを目的に所有し、現にその木造住宅に居住している町内在住者で、町税等を滞納していない人。

支援の内容

区分	内容
①耐震診断	茨城県木造住宅耐震士認定者名簿に登録された「耐震診断士」を派遣し、住宅の耐震診断を行い、「耐震補強の必要性の有無」を判定します
②耐震改修工事	耐震診断の結果、上部構造評点(※)が1.0未満の場合に、具体的な改修工事の計画を行い、基礎や壁の補強などの改修工事を行うものです

※大地震の際に建築物に必要とされる耐力(必要耐力)と実際に保有している耐力(保有耐力)の比較より導き出される評価点

※②の補助申請は、耐震設計および耐震改修工事を併せて実施することで申請できます

補助金額等

	①耐震診断	②耐震改修工事	留意事項
補助金額	無料診断	限度額100万円	※予定件数に達し次第、受付を終了します。ご了承ください
補助率	100%	80%	
予定件数	5件	3件	

募集期間

①6月1日(火)～7月2日(金) ②6月1日(火)～11月30日(火) ※いずれも土・日・祝日を除く

申請方法

所定の申込み用紙に必要事項を記入し、都市計画課窓口でお申し込ください。制度の詳細な内容については、パンフレットや町ホームページでご覧いただけますが、まずは都市計画課へご相談ください。

耐震診断・改修工事のトラブルにご注意ください！！

「無料で耐震診断します」などの勧誘や工事契約を迫る「点検商法」の被害が多発しています。

▼木造住宅耐震診断士は「認定証」を必ず携帯しています

阿見町の文化財・文学紹介

5月号

生涯学習課（中央公民館内） ☎888-2526

文学紹介：下村千秋の文学に触れて「泥の雨」

「泥の雨」「旱天實景」ともに、長塚節の「土」の世界を連想させられた。戦前の封建的な地主制度の農村は、まして同じ茨城の地では、似たような人間関係がゴロゴロしていたことだろう。「泥の雨」は、由蔵の親爺が死んで、激しい雷光と『黒い棒のような大粒の雨』の夜中に、棺を荒縄で背負って埋めに行く場面の描写が、凄惨ですらある。『びたりびたりといふ聲音』が自分の草履の音だと分かってあわてて脱ぎ捨て、最後は縄が切れて棺が横倒しになり、親爺の白髪のような髪が飛び出してしまう。由蔵は泥だらけの亡者になって、そのうなじが見えなくなるよう熊の爪のような手で豪雨と戦いながら徒勞の土盛りをする。

▼「下村千秋の世界」平成24年刊行所収
筆者：青山欣也



お知らせ：『文芸あみ』募集しています！

「阿見町が生んだ作家 下村千秋の世界平成24年」に続き、「阿見町が生んだ俳人 渡邊香墨（平成31年）」が刊行されています（ともに、定価1000円）。

これを記念して、町民の皆さまをはじめ多くの人から広く作品を募集しています。優秀な作品を本紙面でご紹介しながら、阿見の文学活動を更に振興したいと思っております。

俳句・短歌・川柳・随筆（400字以内）などをご投稿ください。各月末の締切です。

▼**募集方法** はがき・封書郵送・公民館窓口持参・ファクシミリ可。様式自由。住所・氏名・年齢・電話番号・作品制作時の感動や状況、および発表可能なお名前（ペンネーム）をお知らせください。※個人情報厳守します

▼**申込先** 〒300-0333 阿見町若栗1886-1

生涯学習課（中央公民館）文化財係 ☎888-2526
☎888-0032

図録紹介：「阿見陶友会」

阿見陶友会は、主に中央公民館の陶芸室を利用して、作品の製作を行っています。

この1年はコロナ禍で、なかなか例年通りの活動とは行きませんでした。落ち着けばまた、半分は作品を作り、半分はお茶を飲みつつ世間話に花を咲かせる、そんな活動をしていることと思います。

興味のある人はぜひご参加ください。

※入会ご希望の人は、文化協会会員、または文化協会事務局（生涯学習課 ☎888-2526）にご連絡ください。皆さんのご参加を心よりお待ちしております



文化財紹介：牛久助郷一揆道標

阿見一区南交差点の南東角に祠があります。祠の中には石碑が建っており、この石碑が「牛久助郷一揆道標」です。文化元年（1808年）10月、牛久宿にて一揆が起り、を割り当てられ、農民の間では不満がたまっていました。

そこに宿場側の不正が発覚したことも重なり、数千人が立ち上がる大い揆となったのです。

指導者3人のうち2人は小池村（現町内小池）出身で、裁きを受けた末獄死しました。道標は一揆から19年後、打ちこわしを受けた問屋によって供養の意味を込め建てられました。



予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

「海軍飛行予備学生・生徒⑤」

海軍飛行予備学生と生徒について今年1月から連載してきましたが、5回目となる今月は、予科練習生と予備学生をどちらも経験し、その後予科練習生の教官になるという興味深い経歴をお持ちの方をご紹介します。

栃木県出身のK氏は1921(大正10)年生まれ。中学在学中に予科練習生の募集を知り、1938(昭和13)年10月、17歳で甲種第3期予科練習生として横須賀海軍航空隊に入隊。翌年には拡張工事が行われていた霞ヶ浦海軍航空隊飛行予科練習部(後に「土浦海軍航空隊」として独立現陸上自衛隊武器学校一帯)で、土ぼこりが舞い工事の音が響く中、基礎訓練を受けました。予科練課程は修了しましたが、次の飛行練習生課程に進む前の身体検査で搭乗員としての適性がないと判断されてしまい、帰郷。このあたりの詳しい記録は残っていませんが、その後復学されたようです。



予科練の教官時代のK氏(前列左) 当館蔵

1943(昭和18)年、徴兵猶予が停止され、多くの学生が徴兵検査を受けて陸海軍に入隊したころ、予科練習生の募集人数を急速に拡大させていた海軍が、予科練習生を指導する教官を200人募集しました。Kさんはこれに応募するため予備学生から予備役となり、その後、予科練習生の教官として、かつて自分が在籍した土浦海軍航空隊へ赴任することになります。

終戦の年の1945(昭和20)年6月25日、阿見空襲から2週間経ったころ、当時日本の統治下にあった台湾と朝鮮半島から来た予科練習生100人を受け持つことになりました。「日本人と同じように扱え」と指示されていたK氏や他の教官、教員の方たちは、そのころ常態化していた体罰は一切せず、彼らを指導したそうです。教え子である台湾出身の予科練習生も、予科練で体罰は一切なかったと証言しています。

予科練習生から予備学生、そして教官へ。海軍という組織の中で様々な経験をなされたKさんは、立場の違いによる待遇の差や、体罰によって人を教育することの弊害を、身をもって感じてこられました。

戦後は、東京工業大学をご卒業後企業で活躍されました。東京工科大学の教授や放送大学の講師等も歴任し、教育に力を注がれました。

ちなみに、K氏が所属した予科練の甲種第3期生は、真珠湾攻撃やマレー沖海戦の中心戦力となり、開戦時232人いた同期生のうち223人が戦死しています。もし、K氏が予科練を卒業後身体検査に合格していたら、その後の人生は全く違うものになっていたでしょう。「人生解らないものだと、つくづく感じました。(インタビュー原文ママ)」という氏の言葉には、重ねてこられた経験の重みを感じられます。

学芸員のつぶやき

コロナウイルス感染拡大防止対策として、事前予約制による入館規制を行っています。ご来館の際はお電話またはホームページの専用フォームからご予約ください。また、館内でのマスク着用・検温・連絡先の記入にご協力ください。

ホームページ：<https://www.yokaren-heiwa.jp/>

公式 Twitter：twitter.com/yokarenpmm

公式 Facebook：facebook.com/profile.php?id=10005236535392



(株)常陽銀行から 防犯ブザーの寄贈

3月26日、株式会社常陽銀行から、町立小学校の新1年生へ防犯ブザーが寄贈されました。

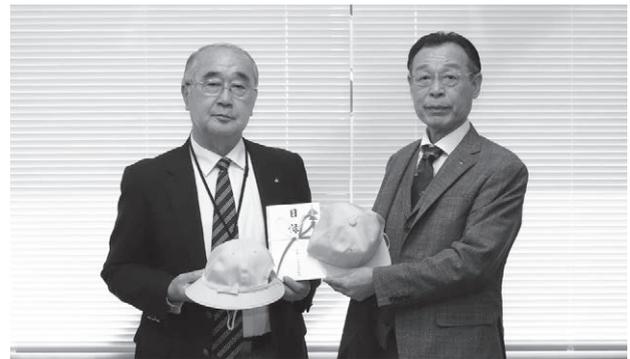
株式会社常陽銀行は、防犯ブザーを平成17年度から寄贈していただいています。防犯ブザーは、4月7日に行われた入学式において配付され、児童の防犯・安全確保のために活用させていただきます。ありがとうございました。



JA水郷つくばから 交通安全帽子寄贈

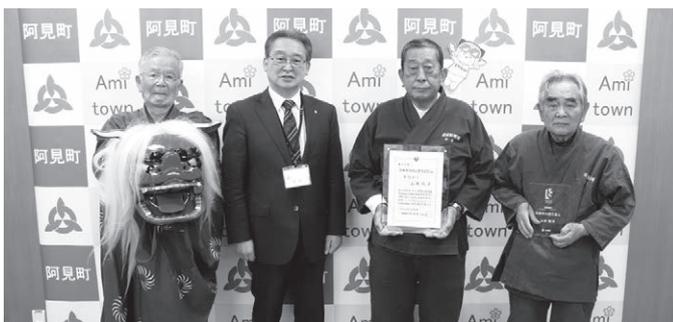
3月17日、JA水郷つくばから、町立小学校の新1年生へ黄色の交通安全帽子が寄贈されました。

JA水郷つくばからの寄贈は、合併前から数えて今回で45年目となり、いただいた交通安全帽子は安全な登下校に活用させていただきます。ありがとうございました。



茨城県伝統工芸士に認定 山本俊洋さん表敬訪問

3月31日、茨城県伝統工芸士に認定された町内在住の山本俊洋さん(写真右から2人目)が町長を表敬訪問されました。山本さんは、長年にわたる獅子頭彫刻の制作と、その普及啓発の実績が認められ、1月22日に「茨城県伝統工芸士」に認定されました。おめでとうございます。※県から指定された工芸品「茨城県伝統工芸品」の制作に従事する人のなかで、特に高度な技術技法を保有する人が「茨城県伝統工芸士」に認定されます



阿見町へ 陸上自衛隊東部方面總監感謝状贈呈

3月18日、町は陸上自衛隊から『陸上自衛隊東部方面總監感謝状』を贈呈されました。

この感謝状は町が、長年にわたり自衛官の募集業務などに積極的に協力していることが認められ、贈呈されたものです。

町では、今後もこれまで以上に国の防衛基盤の育成に寄与していきます。ありがとうございました。



〈広告欄〉

<p>安心して暮らせる住まいづくり 住まいのことなら 美都住建へ</p> <p>【注文住宅】 長期優良住宅 高耐震住宅</p> <p>～自分らしい生活～ 介護住宅改修 ○介護保険を上手に使う ○手摺取付、バリアフリー</p> <p>～健康・快適住宅～ 抗酸化工法の家 ○空気のキレイな空間 ○防カビ・ダニのいない家</p> <p>●新築住宅に関する事は 美都住建 検索</p>	<p>リフォーム・不動産の事なら</p> <p>住まいのことなら LIXILリフォームショップ</p> <p>茨城県知事免許 (5) 第5548号</p> <p>有限会社 美都和</p> <p><住まいの相談室> トイレ・キッチン・浴室 塗装・屋根・外構工事など</p> <p><不動産のご相談> 土地・建物・売買・仲介・管理</p>
<p>建築業知事免許 (般-29) 第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10 (株)美都住建 TEL.029-842-7196 【陶板浴和】阿見町中央 1-5-32</p>	<p>【本店】牛久市南4丁目 45-45 TEL.029-874-2118</p> <p>【阿見店】阿見町中央 1-5-32 TEL.029-891-2200</p>

インフォメーション

お知らせ「水道事業に関する「水質検査計画」策定

町では、水道事業に関する「令和3年度水質検査計画」を策定し、ホームページに掲載しました。

当計画は、水質検査の項目や検査方法等の水質管理基準を定めたものであり、安全・安心な水道水の供給を目的に策定しています。詳細は左記までお問い合わせください。

園上下水道課(町水道事務所内)
☎889-5151

HP <http://www.town.ami.lg.jp/000000570.html>

お知らせ「令和3年経済センサス活動調査」実施

総務省および経済産業省は、令和3年6月1日現在で、「令和3年経済センサス活動調査」を実施します。全国のすべての事業所および企業が対象になります。

調査票は、都道府県知事が任命した調査員がお伺いして直接配布するか、国が郵送します。調査員がお伺いする場合は、必ず「調査員証」および「腕章」を身に付けています。

事業所および企業の皆さま

集「手話奉仕員養成講座」受講者募集

町では、手話を学び聴覚障害への理解を深めるため、左記のとおり講座を開催します。

●入門課程

▼日時 6月10日(令和4年2月17日の木曜日) 午前10時～正午(全28回)

▼場所 土浦市総合福祉会館(土浦市大和町)

▼内容 日常会話程度の手話表現の習得

▼対象 町内在住・在勤で手話学習経験のない人

▼基礎課程

▼日時 6月9日(令和4年3月2日の水曜日) 午後7時～9時(全30回)

▼場所 土浦市四中地区公民館(土浦市国分町)

▼内容 より高度な手話表現技術の習得

▼対象 町内在住・在勤で入門課程を修了した人または手話講習会の受講経験のある人(手話の読み取りや手話による日常会話ができる人)

●募集人数 各8人(申込多数の場合抽選)

●参加料 無料(テキスト代は自己負担)

の調査へのご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

園総務課統計係 ☎888-1111(721)

●申込期間 5月10日(月)必着

●申込方法 住所・氏名・生年月日・電話番号・希望課程・具体的な手話講座の受講経験を記載し往復はがきで左記に郵送する

園〒300-0392阿見町中央1-1-1社会福祉課 ☎888-1111(165)

休 町シルバー人材センター「入会説明会」

▼期日 5月11日(火)

▼時間 午前9時30分から1時間程度(5分前までに集合)

▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館)さわやかセンター(別館)

▼対象 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制) ※特に女性で施設清掃等を希望される人、網戸・障子貼り、草刈り、草取り、植木の手入れを希望される人歓迎

▼その他 入会説明会に参加を希望される人は事前に左記へ予約すること

園(公社)町シルバー人材センター ☎888-2036

お知らせ「陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場「夜間飛行訓練」

ヘリコプター2〜3機による標記訓練を行います。

お知らせ「第26回「いばらきねりんスポーツ大会」町代表選考会開催

▼日時 5月25日(火)〜27日(木)、日没から約3時間以内(各機2時間基準)

園陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校 総務課 ☎842-1211

お知らせ「第26回「いばらきねりんスポーツ大会」町代表選考会開催

「いばらきねりんスポーツ大会」(10月14日(木)開催)への町代表選手の選考大会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

この大会は、高齢者の競技者(60歳以上)から参加を募りスポーツを通して健康づくりや仲間づくりを進め、高齢者の積極的な活動促進を図ることを目的として開催されています。

●グラウンドゴルフ大会

▼日時 5月28日(金)午前9時40分開始(受付:9時)

▼場所 総合運動公園陸上競技場

▼対象 町内在住の60歳以上の人

▼募集人数 最多人数で200人程度

▼参加料 100円

▼申込期間 5月14日(金)まで ※月曜日・祝日は除く

▼申込方法 参加料を添えて直接左記に申し込む ※当日の現地での申し込みは不可

▼その他 雨天の場合は6月11日(金)へ延期

園町シルバークラブ連合会事務局(福祉センターまほろば内) ☎875-6950

お知らせ「第26回「いばらきねりんスポーツ大会」町代表選考会開催

〈広告欄〉

お気軽にご相談ください!!

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
(簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 楠一樹

阿見中学校 郵便局 TEL 029-804-0382
コンビニ E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
(平日午前9:00~午後6:00)

あみ司法書士事務所(神林ビル2階) ・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

住まいに関わる事ならお任せ下さい

今月のオススメ工事

ビルトインガスコンロ交換 **60,500円~** (税込)
(商品+基本工事費込み)

お見積り無料です!! **ネロ・デザイン**

TEL. **029-888-6119**

株式会社 **ネロ・デザイン**
稲敷郡阿見町中央4-8-19 ウイングテナント中央102



お知らせ 上場株式等に係る配当所得等の課税方式の選択について

町県民税(住民税)における上場株式等に係る配当所得等について、納税通知書が送達される前に「上場株式等の譲渡・配当の選択課税申告書」を提出いただくことにより、所得税と異なる課税方式(申告不要制度・総合課税・分離課税)を選択することができま

す。対象となる上場株式等に係る配当所得等は、町県民税(住民税)が源泉徴収されているものに限ります。

総合課税や分離課税を選択した場合、合計所得金額や総所得金額等に算入され、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や国民健康保険税・介護保険料算定等に影響が出る場合がありますので、ご留意ください。

募集 健康づくり課から①②③

① 食生活改善推進員(ヘルスメイト)養成講習会受講者募集

町では食生活改善推進員養成講習会を開催し、地域や町のイベント等で食生活改善推進員(ヘルスメイト)としてボランティア活動ができる人を募集します。食と健康に興味のある人は

ぜひご応募ください。

▼期日 6月25日(金)・7月21日(水)・8月17日(火)・9月29日(水)・10月25日(月)・11月18日(木)・12月23日(木)・令和4年1月19日(水)

▼時間 午前9時30分～午後1時

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼内容 食生活や運動に関する講話や調理実習・運動実技 ※新型コロナウイルス感染症状況により内容が変更になる場合があります

▼対象 次のすべてを満たす人 ▼20歳～おおむね65歳くらい ▼町内在住 ▼食生活について強い関心がある ▼修了後は、食生活改善推進員としてボランティア活動ができる ▼全日程8回のうち5回以上出席できる ※以前に養成講習会を修了した人でボランティア活動を希望する人は下記へご連絡ください

▼募集人数 25人(応募者多数のときは抽選)

▼参加料 無料

▼申込期間 5月28日(金)まで ※土・日・祝日を除く

▼申込方法 電話または直接下記に申し込む

▼その他 新型コロナウイルス感染症防止のため、当日は検温・マスク着用・手指消毒へのご

2 『あみ健康づくりプラン21』推進委員募集

町の健康増進計画である『あみ健康づくりプラン21』の計画の進行管理などについて、意見をいただく委員の一部を町民の皆さんから公募します。

▼任期 2年間(令和3年の委員は令和5年3月)

▼職務 当該委員会の会議に出席し、計画推進の協議・検討を行う。公募により選出された委員のほか学識経験者・医療関係者等を含む20人以内で構成

▼報酬等 条例で定める額(報酬月額5300円、費用弁償700円) ※会議出席ごとに支払い

▼募集人数 若干名

▼応募条件 次の要件をすべて満たす人 ▼町内在住で20歳以上 ▼平日の日の中の会議に出席できる(年1～2回程度を予定)

▼町におけるほかの審議会等の委員に選任されていない人

▼応募方法 5月21日(金)(必着)までに、住所氏名・年齢・性別・電話番号・職業を記載のうえ、町の健康づくりについての意見や応募動機を800字程度にまとめた作文(様式自由)を郵送またはメールで左記に提出してください。提出書類の返却はしません

の幅広い意見を反映させるため、年齢・性別等に偏りがないように配慮します。なお委員として選ばれた人は、氏名を公表させていただきます

3 親子相談ルーム『くれよん』

お子さんのことで「気になること」や「心配なこと」がありませんか? 未就学のお子さんの発達についての不安や関わり方などについて、心理相談員・保健師が個別相談に応じます。親子相談ルーム『くれよん』は予約制のため、事前に下記にお問い合わせください。

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼申込方法 電話または直接下記に申し込む

▼電話 300-0331 阿見町 阿見467-11健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

お知らせ 土浦阿見都市計画区域マスタープラン案縦覧について

県では、都市の将来像を示す『都市計画区域マスタープラン』に係わる都市計画の案について、左記のとおり都市計画法の規定に基づき縦覧を行います。

案に対してご意見のある人は、縦覧期間中に意見書を提

出することができます。

▼縦覧期間 5月17日(月)～令和3年5月31日(月) ※土・日・祝日を除く

▼縦覧場所 ▼県都市計画課 ▼町都市計画課

▼提出方法 各閲覧場所に備え付けの『意見書』か、県都市計画課ホームページに掲載されている様式に必要事項を明記し、郵送または直接持参のいずれかで左記に提出する ※郵送の場合は必着

▼意見書の提出先 〒310-8555水戸市笠原町978-16茨城県知事大井川和彦(県土木部都市局都市計画課扱い)宛て

▼県都市計画課 ☎029-301-4592 ▼町都市計画課 ☎888-1111(231)

お知らせ 『歯の何でも電話相談』実施

ふだん歯医者さんに聞けないこと・お子さんの歯の悩み・口臭の悩み・ブラッシングの仕方等、歯に関する悩みや質問を無料・匿名で受け付けます。

▼期日 6月6日(日)

▼時間 午後1時～4時

▼電話番号 ☎823-7930

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録お願いします●



スマートフォン・携帯電話で t-ami@sg-m.jp 宛てに空メールを送信するか、または左記二次元コードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

▲二次元コード

●定例相談●

行政相談

日時 5月6日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階302会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回 午後1時～3時30分
※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分
※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所
☎ 841-1167

健康づくり課
☎ 888-2940

福祉センターまほろば
☎ 887-3969

地域子育て支援センター
☎ 891-2772

阿見消防署
☎ 887-0119

火災情報案内
☎ 0297-64-0119

上下水道課
☎ 889-5151

霞クリーンセンター
☎ 889-0091

中央公民館
☎ 888-2526

君原公民館
☎ 889-1363

かすみ公民館
☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター
☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター
☎ 840-2761

図書館
☎ 887-6331

予科練平和記念館
☎ 891-3344

総合運動公園
☎ 889-2788

教育相談センター
☎ 888-1225

町民活動センター
☎ 888-2051

町男女共同参画センター
☎ 896-3181

消費生活センター
☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医・定例相談等のテレホンサービス) ☎ 887-6600

●人口と世帯●

- 総人口 48,012人 (-60) ▽4月1日現在
- 男性 23,850人 (-29) ▽常住人口ベース
- 女性 24,162人 (-31) ▽()内は前月比
- 世帯数 20,468世帯 (+51) ▽総務課調べ

5月の納税等

軽自動車税(全期)

納期限 5月31日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

6月の納税等

町・県民税(1期)

納期限 6月30日(水)

救急車出動状況 3月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	94件(310)
出場件数 148件(466)	交通事故	12件(33)
	一般負傷	22件(66)
※救急車の適正な利用をお願いします	その他	20件(57)
	合計	148件(466)

『広報あみ』は、下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書広聴課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店